

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A市所在の会社Bにおいて勤務していたところ、平成〇年〇月〇日、ビールグラスを磨く作業中、ビールグラスが破損し、左手首を負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、翌日C病院に受診し「左手関節切創」（以下「本件傷病」という。）と診断され、療養を開始したが、同年〇月〇日にはD医療センターに転医、その後、複数の医療機関において、療養を継続していた。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対して休業補償給付を請求したところ、監督署長は、本件傷病は業務上の事由によるものであると認め、これを支給してきたが、請求人からの平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの休業補償給付の請求については、同年〇月〇日をもって、治ゆ（症状固定）していると判断し、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の本件傷病が平成〇年〇月〇日をもって治ゆしているとして、同年〇月〇日以降の期間に係る休業補償給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件傷病について、監督署長から平成〇年〇月〇日付けで治ゆと認定された後も、E病院においては「左手首部の切創、左前腕手部の疼痛」、F病院においては「左手首部の切創、末梢神経障害性疼痛」の傷病名により加療を受け、休業補償給付の請求に及んだものである。

(2) 左手首部の切創についてみると、G医師は、平成〇年〇月〇日の労働基準監督署（以下「監督署」という。）職員との面談において、要旨、平成〇年〇月〇日に最後の消毒処置を行い、整形外科的には処置は終了したと述べている。H医師は、平成〇年〇月〇日の監督署職員との面談において、要旨、症状固定時期は不詳であるが切創自体は治っていると述べている。本件傷病の受傷翌日である平成〇年〇月〇日のC病院診療録によると、切創そのものは5mm程度でテープ固定で済む軽度なものであったと認められることから、当審査会は、受傷後最初に受診したC病院での診察終了時点で治ゆしていたものと判断する。

(3) 次に、請求人が主訴する疼痛についてみると、その治療経過は決定書理由第2の2の(2)のウに説示のとおりであるが、I医師は、平成〇年〇月〇日付け鑑定書において、「創は浅くテープによる縫合を受け、橈骨神経損傷もみられていない。」、「平成〇年〇月〇日に撮影されたMR I画像において異常所見は認められていない。総合的に判断すると、労働災害としての傷病は平成〇年〇月〇日時点で治癒していると考えられる。したがって、それ以降の休業は不要と考えられる。」と述べている。

当審査会において、請求人の主張を踏まえ、本件事故の発生状況や本件傷病の治療経過、各医証等の関係資料を精査したところ、I医師の意見は妥当であり、本件傷病は平成〇年〇月〇日時点で治癒しているものと判断する。

なお、平成〇年〇月〇日に初診したJ医師の診断書は、上記理由により採用することはできないことを付言する。

- 3 以上のおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。